

会 議 録

会議の名称及び会議の回	令和3年度 第2回飯田市上下水道事業運営審議会
開催日時	令和3年11月16日(火) 午前10時00分から午前11時30分まで
開催場所	飯田市役所 3階 C311~312会議室
出席委員氏名	三輪正智、橋都まり子、菅沼良收、水口芳昭、細沢勝義、池田富子、杉山京子、熊谷芳巳、木下とり江、宮澤直人、玉置節子、塩澤美登里
欠席委員氏名	相原公子
傍聴者	なし
出席事務局職員氏名	土屋上下水道局長、鋤柄経営管理課長、佐々木水道課長、井田下水道課長、吉地下水浄化センター所長、柳澤水道課長補佐、小平水道課長補佐、桜井下水道課長補佐、筒井上水道経理係長、村松下水道経理係長、増田庶務係長、料金係加藤主事
会議の概要	以下のとおり

「敬称略とする」

1 開 会

(増田経営管理課庶務係長)

本日は、相原委員から欠席の届があった。飯田市上下水道事業運営審議会条例第6条の規定により、会議の成立には委員13人の過半数である7人の出席が必要であるが、現在の出席委員は12人であり会は成立している。

ただいまから、令和3年度第2回飯田市上下水道事業運営審議会を開催する。

2 理事者あいさつ

(佐藤市長)

令和3年度第2回の上下水道事業審議会となる。お忙しい中、お集まりいただき感謝。日頃から、上下水道事業についてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

先般、11月2日の定例記者会見でも公表させていただいているが、10月3日に和歌山県で起きた水管橋の崩落事故を受け、飯田市では翌10月4日より市内の上下水道水管橋(上水200か所、下水156か所)について自主的に緊急点検を行った。一部、緊急度の高まっている箇所があり、現在、耐震化工事に向け関係機関と協議を開始している。後程、会議の中で詳細についてご報告させていただく。上下水道が途絶えると市民の皆様には大きな影響を与える。万全を期してやってまいりたい。

本日は、令和2年度の上下水道事業に関する報告と上下水道事業の見える化の取組についてもご説明をさせていただく。また、水道条例の改正についてご協議いただく予定である。

本日は、それぞれのお立場からのご意見をいただきたい。よろしく願いしたい。

3 会長あいさつ

お忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。本日は、報告事項として、水管橋の緊急点検の実施結果、上下水道事業の現状と上下水道事業の見える化について報告がある。また、協議事項として飯田市水道条例の改正についてご協議をいただく。

皆様にはしっかりお聴き取りいただき忌憚のないご意見をお出しいただきたい。本日は、よろしく願いしたい。

(増田庶務係長)

議事に入るが、審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっているため議長を宮澤会長にお願いする。

4 会議録において発言要旨及び委員氏名を公開することの同意について

(宮澤会長)

事務局から説明されたい。

(鋤柄経営管理課長)

本会議の発言の要旨の公表用会議録への記載については、記載する内容について発言をした委員の確認を得て行うものとする。ただし、発言した委員の氏名については、会議に出席した委員全員の同意が得ら

れた場合に限り記載するものとしているので、本日の会議録における発言委員の氏名の公開について同意いただけるか伺う。お手元に前回の会議録をお配りさせていただいた。完成するとこのようなイメージになるのでよろしくをお願いしたい。

(宮澤会長)

ただ今説明があった氏名記載の公開についていかがか。

(委員)

異議なし。

(宮澤会長)

同意することとする。

5 報告事項

(1) 上下水道の緊急点検の実施結果について

(宮澤会長)

事務局から説明されたい。

(土屋上下水道局長)

パワーポイントにより説明。

(宮澤会長)

委員から質問、意見等を伺う。

(委員)

質問意見等なし。

(佐々木水道課長)

補足する。水神橋の橋台のところ、本来はラッキングカバー(鋼板)で覆っている。10月7日に発生した千葉県北西部を中心とする地震によって、水管橋の接手部から漏水したとの報道があったことから、確認のためラッキングカバーを外し中の伸縮の状態を確認したのが右側の写真。管と管のずれがあるが、基本的には可とう接手となっており現状の安全性については問題ないが、地震等で変異が生じたときに外れる可能性があるため緊急度が増しているという判断をしている。

(宮澤会長)

委員から質問・意見を問う。

(委員)

質問・意見等なし

(宮澤会長)

水管橋の緊急点検についてはそのようなことでご承知おき願う。

(2) 上下水道事業の現状について

(宮澤会長)

事務局から説明されたい。質疑は全体の説明が終わってから一括して行う。

佐々木水道課長 水道事業の概況について

井田下水道課長 下水道事業(管路施設)の概況について

吉地下水浄化センター所長 下水道事業(処理場施設)の概況について

(宮澤会長)

上下水道事業の現状について、委員から質問・意見等を伺う。

(委員)

質問・意見なし

(宮澤会長)

それでは、上下水道事業の現状については、以上のとおりご承知おき願う。
佐藤市長は次の公務のため、ここで退席させていただく。

(3) 上下水道事業の「見える化」の取組について

(宮澤会長)

事務局から説明されたい。

増田庶務係長 資料1 令和3年度上下水道事業の見える化の取組について (中間報告)
<漏水に関するテレビ広報動画視聴>

(宮澤会長)

委員から質問、意見等を伺う。

(委 員)

質問・意見等なし

(宮澤会長)

それでは、見える化の取組につきましては、以上のとおりご承知おき願う。

6 協議事項

飯田市水道条例の改正について

(宮澤会長)

本件については、12月に開催される定例会に上程されるものであり、審議等については議会で行われるものだが、本日はその内容の説明を受ける。事務局から説明されたい。

(鋤柄経営管理課長)

資料2について、飯田市水道条例の改正する主な点について、1点目は、地域防災力の向上に寄与するため消火栓料金を廃止するもの。これについては、各地区の自主防災会などを中心に地域防災力の向上に向けて消防活動、消防演習等に取り組んでいただいているが、現在の条例では消防演習であっても料金をいただくことになっている。それとは別に、減免申請を出してもらうことによって、減免し、最終的には負担をいただかないようにはなっているが、今後は、減免でなく免除とするため改正したい。

2点目は、消費税の課税対象としている給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事検査手数料を見直すもの。現在は、両手数料とも内税としているが、令和2年9月に厚生労働省から他事例に関連して取扱いの周知を受けたことに伴い、国税当局宛に照会を行った結果、非課税とすることが判明したので内税となっている数字を改正するもの。

3点目は、字句等の訂正と、管理上の適正な表現に訂正するもの。

それぞれの改正点について説明させていただく。第7条については、本管から出ている給水装置についてはすべて個人の所有となり、最初に個人負担により工事していただいている。本管からメーターボックスのメーター器までは公道分漏水、メーターから蛇口までが宅内漏水となる。現在の7条2項に「市の施設物に帰属する」との表現があるが、実際には個人の所有である。公道分漏水については、14条、19条で、所有者の同意がなくても市の負担で施工できると定めている。本管からメーター器までの部分で漏水が発生した場合は、他への影響も大きいことから市で修繕をするようにしているが、市の施設物に帰属するとの表現が適切ではないため、その部分の条項を削除するもの。

第22条について、「消火栓及び私設消火栓は消防又は消防演習の場合のほかは使用してはならない。」とあるが、緊急時等に対応可能となるよう「管理者(飯田市)が必要と認めた場合はこの限りでない」という例外規定を設けたい。また、2項に市の職員も立ち会うこととなっているが、実際に消防団が演習等で使用する場合は既に消火栓の扱いに慣れている場合の方が多くことや、消防演習はどれも日程が同じ時期に重なり職員の配置に関する調整も難しいことから、必要な場合のみとするもの。

第25条で「消防演習のための消火栓又は私設消火栓を使用した場合の消火栓用料金は1㎡につき235円」とあるが、減免申請により手続きをしているため、減免申請書の作成・提出の手間を軽減すべく、本条項を削除したいとするもの。ただし、引き続き「使用の申請」は必要。

第33条の手数料のところ、第3号、4号で消費税相当額を減じた金額とするもの。第5号の開栓手数料は引き続き消費税相当額をお預かりすることになるが、第3、4号の「消費税相当額」は廃止させていただく。

施行期日等については、12月に開催される第4回定例会に上程し、議決された日から周知期間とし、令

和4年1月1日施行としたい。また、国税当局からの回答で消費税について非課税ということが判明したのは今年度だが、昨年の9月に通知を受け、国税当局に照会しても同様の回答であったことが想定できることから、第33条の規定は、令和2年4月1日から適用することとさせていただき、適用日以降に手数料を納付いただいた方には手数料相当額をお返ししてまいりたい。P3は厚生労働省からのメールによる通知を受けたもので、簡易専用水道とある。大きな建物等の屋上等に設置している貯水槽などが対象だが、それらの簡易専用水道を管理するにあたって検査をする場合についての通知。このような通知があったことを受け、こちらで消費税を課税対象としているものについて再点検を行った。

(宮澤会長)

説明について、委員から質問・意見等を伺う。

(三輪委員)

消費税について、検査手数料を今まで課税扱いをしていたということであるが、私が会社の処理をするに際して、設計審査手数料及び工事検査手数料は当然非課税であるとこれまでずっと認識して処理してきた。消費税が導入された平成元年からこの取り扱いはずっと変わっていなかったと思うが、市役所では、平成元年の消費税導入以来、これらを課税扱いとしてきたのか。

(鋤柄経営管理課長)

条例の中では、設計審査手数料、工事検査手数料は内税と表現している。3,080円となっている部分はその中に消費税が含まれている。飯田市は、平成13年7月に条例改正によりその時点から課税している。条例改正の経過としては、平成12年に税務署の实地調査等があり、その際に課税すべきとの指導に基づいて条例改正を行い現在に至っているとこちらでは認識している。

(三輪委員)

消費税は、消費税法という法律の下にあるが、あくまでも、今、説明いただいているものは市の条例であって、国の法律では非課税という扱いである。今、税務調査があれば当然これらは非課税という扱いになる。課税扱いにしているということは、飯田市もその分を国に消費税として納めているということで30余年来そのように取り扱っているということになると思うが、例えば、設備関係の会社ではこのような手数料がよく出てくるが、そこでは当然非課税として扱っていたので、事業所と市の取扱いが、消費税分だけずっと申告の際に誤差があるという状態で飯田市では扱っていたのだと思う。市町村によっては、ちゃんと非課税としていたところもあれば、課税で扱っている市町村もあり、飯田市ではたまたま課税でずっと扱ってきたということで、その分、余分に徴収していたということになるのではないかと思う。内税であれば、例えば消費税はこの後も同じ額であったらまだ納得がいくが、下げるということは、やはり消費税として取扱いをしていたことになるのですね。

(鋤柄経営管理課長)

おっしゃる通り、消費税分はお預かりをして消費税の申告をしてきた。こちらでは、他の事業費、仮払い消費税も含めての精算になっているので、申告の対象としてそれぞれ税務署に申告していた。

(三輪委員)

今まで、消費税法どおりではなく誤ったことを30年余していたということによろしいか。

(鋤柄経営管理課長)

先ほど説明のとおり、平成12年に税務署から实地調査等があり、平成13年に条例改正し、その後20年余り課税の対象とさせていただいている。税務調査で指導を受けそれを基に条例改正したと認識している。当時の判断がいかようであったか、何条何項に基づいて課税であると申し受けたかは記録がないが、税務調査により条例改正をして課税としてきた。よって、こちらとしては今回、消費税が非課税であることについて、私共で気付いて調べ、その時点までは条例改正も行われてきた経過から課税という解釈で、間違っていたという認識ではないが、今回、国税当局の見解が出たものについては、その期間についてお返ししてまいりたい。

(三輪委員)

何年分の返済を予定されているか。

(鋤柄経営管理課長)

令和2年4月に遡ってお返しをしたいと考えている。

(三輪委員)
意見なし

(宮澤会長)
その他、意見・質問等あるか。

(宮澤会長)
それでは、飯田市水道条例の改正については、先ほど事務局から説明のあった内容で、聞きおくこととする。

6 その他

(1) 今後の開催予定について

(宮澤会長)
今後の予定について、事務局から説明されたい。

(増田経営管理課庶務係長)
今後の開催予定は未定だが、開催する場合はご通知する。また、来年5月で委員の任期満了となるため、年が明けてから委員の公募の手続きを行う予定であるのでご承知おき願う。

(宮澤会長)
何か質問等があるか。

(委員)
なし

(土屋上下水道局長)
本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ご協議賜り心より感謝を申し上げます。
先ほど説明した「水管橋事故」も、施設の老朽化が原因と言われている。このような事態は飯田市においても市民生活に大きな影響を及ぼしかねないことから、令和3年度後半の執行も、来年度予算編成についても、施設の維持、更新に関しては着実に進めてまいりたいと考えている。
今後とも、上下水道事業に、深いご理解とご協力をお願いするとともに、委員の皆様におかれては、お気づきの点など、お気軽に、私どもにお伝えいただければ幸いです。
本日は、誠にありがとうございました。

7 閉会

(宮澤会長)
本日は、長時間協議をいただき感謝申し上げます。これで審議会を閉会とする。